

12月の税務

● 12月11日

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

● 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の
納税地の所轄税務署長

● 本年最後の給与の支払をするとき

- 給与所得の年末調整

● 翌年1月4日

- 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 消費税の年税額が4800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

● 12月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

〔通信欄〕

いよいよ今年も残り一ヶ月となりました。
年未調整等会社の経理を始めたばかりです。
今年の10月はインボイス導入開始、
いつも大きなトピックがありましたが、
実は厚労省でも大きな改正がありました。
ました。それは社会保険の被扶養者
者認定を円滑化したことです。
「社会保険の扶養問題」俗にいって
アーバイトで働く人の年収が130万以上
を超えた働き方をすると配偶者
の社会保険の扶養から外れて
の国民健康保険、国民年金を払
う現象です。特に年未になつて時
間調整をして働くことをやめざれ
ばなりません。結果として手取り
り収入が減ってしまうことをあ
まり本音ではありません。
そこで、働く時間調整をしてしま
う現象です。この一時的で、仮に
も本音ではありません。
的におがつても事業主が一時的
に認めざるといふ仕組みです。
130万を超えても被扶養者として
この「一時的な事情としての認定」
は最長連續2年までです。
簡単に取りくめます。この証明書は厚労省のサイトよりダウンロード出来て、記載内容も
このうちも断り定めたとされていま
すので、今後の情報も注目されます。

(中長)

中央税務会計ニュース

編集発行人 税理士 中島由雅

事務所 〒338-0012

埼玉県さいたま市中央区大戸6丁目30番1号

TEL 048-855-4466(代表)

FAX 048-855-2288



◇令和5年分年末調整について◇

12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させて良い新年を迎えましょう。

■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(毎日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税および復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際には年の中途中で給与の額に変動があること、②年途中で控除対象扶養親族の数などに異動があることも、その異動後の支払分か

ら修正するだけで、遡つて各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされています。これでいることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」または「還付」し精算することが必要となります。この精算手続のことを「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があつてもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、

このような人について、勤務先での年末調整によつて税額の精算が済んでしまうことは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

■昨年からの主な変更点

【扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲の見直し】

令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人とされました。

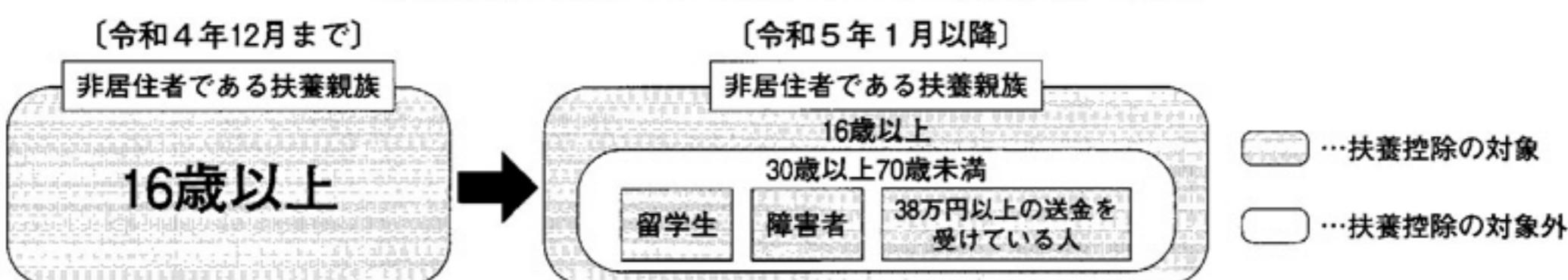
①年齢16歳以上30歳未満の人

②年齢70歳以上の人

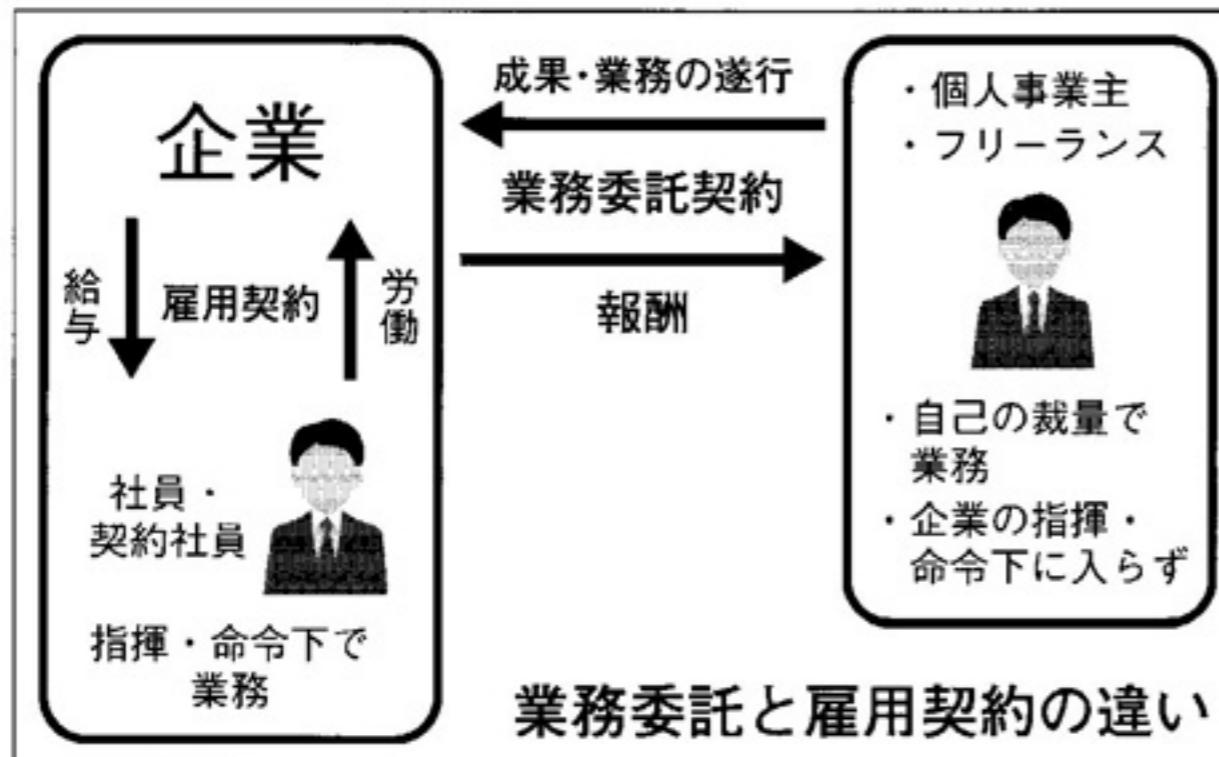
③年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人

- ・留学生
- ・障害者
- ・扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けていた人

【扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲】



※国外居住親族について扶養控除の適用を受けるためには、「扶養控除等(異動)申告書」などの申告書を提出する際に、一定の確認書類(親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類)を給与の支払者に提出または提示する必要があります。



法律 指揮命令関係の有無 —「労働者性」の判断基準

近年、働き方が多様化する中で、業務委託契約と雇用をめぐるトラブルが増加しています。会社側と雇用契約を結ぶことなく、業務委託契約によつて対等な立場で仕事の依頼を受ける働き方ですが、法人に雇われている従業員ではないため、労働基準法など労働者を守るために適用されません。そこで今号では、業務委託契約と雇用関係について取り上げます。

インターネット通販大手アマゾンジャパンの商品配達を個人事業主として委託され、仕事中に負傷した配達員の男性が、横須賀労働基準監督署から労災認定を受けました。個人事業主は本来、労災の対象外ですが、補償を受ける権利があると判断しました。

形式上は業務委託の形を備えていますが、その実態から配達員は「労働者」であると認定されました。働く人が労働基準法上の「労働者」に該当するかは、契約書の記載内容だけで決まるものではありません。契約書上、業務委託とされている個人事業主であっても、その実態が労働者であれば、「労働者性」が認められ、労基法や労働契約法等の関係法令が

適用されます。

■業務委託契約の問題点■

業務委託契約は、労働の対価に関する契約ではなく、業務の委託（成果）に関する契約です。仕事の成果が直接収入につながり、実力や努力によつては高収入が期待できます。また、在宅勤務ができたり、勤務地・勤務時間に関係なく自由に働けるといったメリットがあります。

一方、仕事を依頼する企業としては、社会保険料の負担がなくなり、

労働基準法などの法的義務から外れるので、金銭的にも法的にも負担が軽減されます。そのため、実態としては雇用関係にあるにもかかわらず、形式上、業務委託契約しているケースが問題になっています。労働法制は契約の形式ではなく実態で判断されるので、「偽装」と判断されれば違法となります。

■契約内容より実態を重視■
 雇用契約と業務委託契約では、労働者が労働者ではないかという点が問題となります。労働者性の有無を判断する上では、「どのような契約か」よりも「実態としてどんな働き方をしているか」が重要です。具体的には下記の項目が労働者性

①仕事の依頼、業務の指示等に対する諾否の自由の有無
 ②業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無
 ③勤務場所・時間についての指定・管理の有無
 ④労務提供の代替可能性の有無（本人に代わって補助者等が労務を提供することが認められているかどうか）
 ⑤報酬の労働対償性（報酬が仕事の成果ではなく、時間給や日給で定められている等）
 ⑥事業者性の有無（機械や器具の所有や負担関係や報酬の額）
 ⑦専属性の程度（特定の会社の仕事しかしてはならない）

本来、企業が個人事業主と業務委託契約を締結して業務を委託する場合、受託者は委託者の指揮・管理に入りません。客観的に指揮命令関係があれば、労働者性が認められます。委託者が受託者個人に細かく指示したり管理したりする場合は、指揮命令関係があるといえます。

雇用とは異なる形式で契約を締結している場合でも、実態が労働者であると判断されれば、働く人は労基法の適用を受けることになり、会社はその人を労働者として適切に保護しなければなりません。



物価高騰・賃上げ対策 所得税など定額減税

■政府が経済対策を決定■

政府は、物価高騰に対応し、持続的な賃上げを実現するため、定額減税を含めた新たな経済対策を決定しました。物価高への対策、所得税や住民税の減税、さらに持続的な賃上げに向けた対策などを中心に経済対策の主な内容をまとめました。

定額減税・物価高対策	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たり年間4万円の減税（所得税3万円、住民税1万円）※納税者と扶養者1人当たり 2024年6月実施予定 住民税非課税世帯に対し1世帯あたり7万円を給付 ガソリンや電気・ガスの補助金を来年4月末まで延長
賃上げ・企業支援	<ul style="list-style-type: none"> 賃上げ促進税制の延長・拡充 リスキリング（学び直し）支援 両立支援等の助成金の拡充

■所得税・住民税の定額減税■ 物価高による家計負担を緩和するため、納税者本人とその扶養家族を対象に1人あたり所得税3万円と住民税1万円、年間であわせて4万円を減税します。例えば、子ども2人の4人家族では計16万円が減税されます。

住民税の非課税世帯は、減税による還元を受けられないことから、地方自治体を通じて1世帯あたり7万円を給付します。こうした世帯には今年3月の物価高対策でも3万円の給付が盛り込まれていますので、合わせて10万円となる予定です。

一方、住民税は納めていても、所得税を納めていない人たちの世帯については、住民税の非課税世帯と同じ水準を目安に給付を行う予定です。

政府は、所得税の定額減税や低所得世帯への給付が家計を下支えして消費を促すことで、物価が下がって経済が停滞する「デフレからの脱却」を目指しています。今回の定額減税について、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担緩和のための一時的な措置」とした上で、来年6月から実施する方針です。

■ガソリン・電気等の負担軽減■

物価高騰対策としては、ガソリン価格を抑えるための補助金も来年4月まで延長します。具体的には、レギュラーガソリンの場合、全国平均の小売価格が1リットルあたり、185円を超える部分は全額を補助し、168円から185円までの部分はその60%を補助することで、実際の小売価格の平均を175円程度の水準に抑えるとしています。

また、電気・ガス料金の負担軽減措置も来年4月末まで延長します。

■賃上げなど企業向け税制措置■ 企業に対して従業員の賃上げや成長に向けた投資を促すための税制措置も盛り込まれました。

このうち賃上げについては、現行の賃上げ促進税制を延長します。現行制度は、来年3月末が期限となつていて、給与の総額を増やした分の

うち大企業で30%、中小企業で40%を上限に法人税の税額から控除することができます。

この期限を延長した上で、賃上げしてもその年が赤字となり、控除を受けられなかつた分は、翌年度以降の一定期間に黒字を計上した年に繰り越せるようにして赤字企業にも適用しやすくする方針です。

■リスキリング（学び直し）支援■

リスキリング支援としては、非正規の人たちがキャリアアップできるように対面とオンラインで夜間や休日を含めて働きながら学び直しを行える職業訓練の場を設けます。

訓練では学習支援を行ったり、キャリアの相談に乗る支援者を配置したりする予定で、全体で150時間程度を想定しています。

■価格転嫁対策■

原材料費や燃料費が上昇する中、価格転嫁対策として、中小企業や小規模事業者が取引先と円滑に価格交渉ができるよう、近くガイドラインを策定するとしています。